

ひとみ

発行
相生市教育委員会
(人権教育推進室)
電話 23-7145
令和6年5月号
(第61号)

インターネット社会における人権 ～被害者にも加害者にもならないために～

誰もがインターネットを生活の中で使用する時代になりました。インターネットは安全に正しく使うことができればとても役に立つ便利なものであり、生活をより豊かに娯楽をより楽しくしてくれるものです。

令和4年8月の「人権擁護に関する世論調査」で、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことか聞いたところ、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を挙げた人の割合が 53.0%と最も高くなっています。

前回調査（平成 29 年）においても、「インターネットによる人権侵害」を挙げた人の割合が 43.2%と高い水準にありましたが、近年、誹謗中傷等の問題が深刻化していることから、インターネット上で発生している様々な人権問題に対し、一層の関心が寄せられていることがうかがわれます。

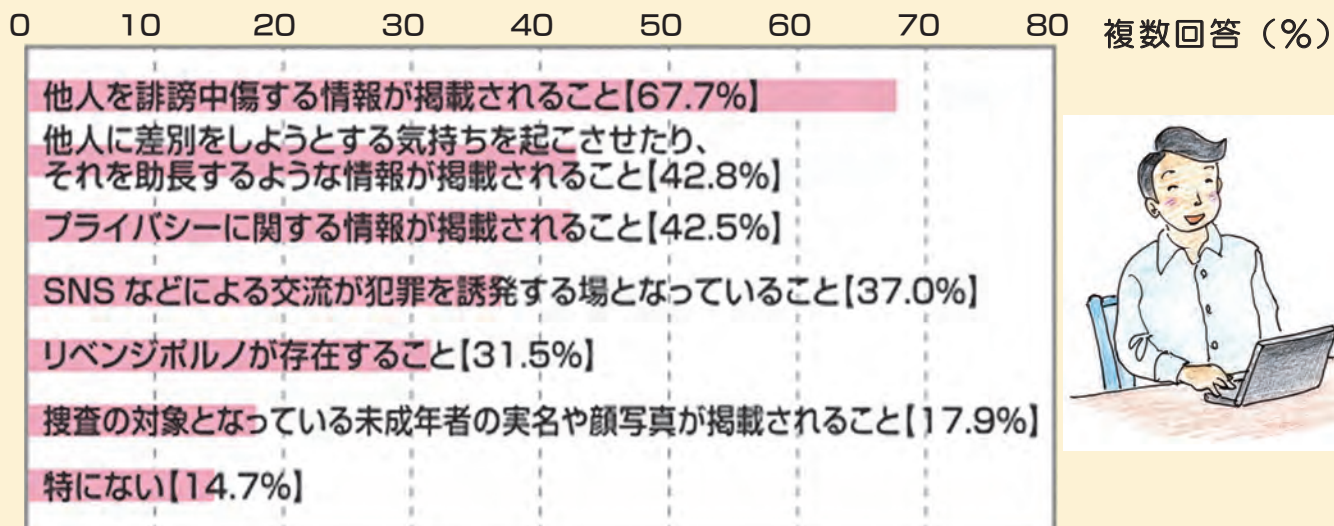
今回は、「インターネット上の人権侵害」についての特集です。全ての人の関係のあることとしてお読みいただき、理解を深めていただければ幸いです。



■インターネット上の人権侵害をなくそう

●「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査から）

インターネット上の人権侵害の人権擁護に関する世論調査



インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことか聞いたことをまとめた調査結果です。

また、インターネットに関する人権問題だと思ったことを挙げた人に対して、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害の解決に向けて、国は、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ、下記のような結果となりました。

- ①「プロバイダなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を義務付ける法的規制をすること」（63.9%）
- ②「プロバイダなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を含む対応を求めること」（59.5%）
- ③「人権を侵害する違法な情報に対する監視・取締りを行うこと」（58.0%）



「インターネット上の人権侵害をなくしましょう」法務省ホームページより

●SNSでの誹謗中傷 加害者にならないための対処法とは？

SNSは、誰もが気軽に自分の意見や思いを投稿できますが、その投稿内容によっては人を傷つけてしまいます。個人の悪口を書き込んだり、広めたり、メッセージを送りつけたりするなど、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。たとえ顔は見えなくても、SNSの向こう側にも同じ人間がいることを想像し、ルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。また、安易に誹謗中傷するとどうなるのか、万が一、誹謗中傷を受けたらどうすればいいのかを知っておきましょう。



1 誹謗中傷するとどうなるの？

SNS 上で根拠のない悪口を投稿すると、名誉毀損罪や侮辱罪などに問われたり、高額な慰謝料を請求されたりすることがあります。侮辱罪については、インターネット上の誹謗中傷など悪質な侮辱に厳正に対処するため、法定刑の引上げが行われ、2022 年 7 月 7 日から施行されています。

また、自らそのような投稿をしなくても、再投稿（注）などで拡散した場合も同じです。匿名だからといって何を言ってもいいわけではありません。技術的に投稿の発信者は特定できると肝に銘じておきましょう。

SNS は、他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、個人のプライバシー情報などを広げてしまうおそれもあります。ルールやモラルを守り、SNS の正しい利用を心がけましょう。

注：再投稿…共感したり気に入ったりした情報をそのまま投稿して他者に広める行為のことです。



「インターネット上の人権侵害に注意！」政府広報オンラインホームページより

トラブル事例「SNS 等での誹謗中傷による慰謝料請求」

◆有名人の悪口を匿名で投稿したら

テレビやネットでの言動が気に入らない有名人の悪口を匿名投稿した W さん。同調する投稿も増え、根拠のない悪口など嫌がらせがネットに広まった。



◆発信者が特定され高額の慰謝料請求へ

W さんが発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、慰謝料などを求める訴訟（裁判）を起こされた。



「インターネットトラブル事例集」総務省ホームページより

「目立つ存在なんだから仕方がない」という主張は通用しない

SNS 上で、悪意を感じる投稿を見かけることがあります。中には「正義感からやったこと」と主張する人もいますが、“立場”や“事実かどうか”を問わず、人格を否定または攻撃するような投稿は正義ではありません。

近年、YouTuber、事件・事故の関係者、『有名人』と感じる範囲が広がると共に、主体的に投稿する人以外の“安易に再投稿・拡散する人”も増えています。たくさんの悪口が集まれば、集団攻撃となり人を酷く傷つけます。相手がどのような人であっても、単に再投稿しただけであっても、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。このことを肝に銘じて、法律や利用規約等のルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。



「SNS 等での誹謗中傷による慰謝料請求」総務省ホームページより

2 誹謗中傷を投稿、拡散しないためには？

SNS の向こう側にいるのは一人の生身の人間です。もし、自分が同じことを言われたらどう感じるか、投稿する前に考える必要があります。

また、誰かが投稿した誹謗中傷に、安易に同調したり、拡散したりしていませんか。あなたの行為が知らず知らずのうちに、他人を傷つけているかもしれません。「目立つ存在なんだから仕方ない」という主張は通用しません。相手が芸能人や有名人であっても、SNS 上での誹謗中傷は許されません。他人を傷つけないためにも、次のページのようなことに注意する必要があります。



「インターネット上の人権侵害に注意！」政府広報オンラインホームページより

(1)「誹謗中傷と批判意見は違う」

相手の人格を否定または攻撃する言い方は、批判ではなく誹謗中傷です。また、他人の投稿を安易に再投稿したりしないようにしましょう。投稿された内容を正しく見極め、慎重に投稿や再投稿しましょう。



(2)「匿名でも特定されます」

対面や実名では言えないような攻撃的な表現は、SNS でも避けましょう。たとえ匿名の投稿であっても、技術的に投稿の発信者を特定することができるため、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。匿名だからといって、何を言ってもいいというわけではありません。



(3)「カッとなったとしても時間を置いて」

投稿が炎上したり訴えられたりした後に、「あんな投稿しなければよかった」と悔やんでも時間は戻せません。勢いですぐに送信せず、一度時間を置いて投稿を見直すような習慣をつけましょう。また、ネットから離れ、誰かと話して気分転換をすることもおすすめです。



3 もし自分が誹謗中傷を受けたときは？

SNS 上で言い争ってしまうと、さらに悪化する可能性があります。まず冷静に、次のような対処をしましょう。

- ①ミュートやブロックなどで、相手を「見えなくする」
- ②SNS 事業者へ誹謗中傷の投稿削除を依頼する
- ③信頼する人や公的な相談窓口へ相談する

また、炎上すると、世の中のすべての人が、あなたを攻撃しているように思えるかもしれませんが、大多数の意見ではありません。令和元年度版の情報通信白書の研究結果によれば、炎上投稿に直接参加する人は、ごく限られた一部の悪意を持つ人だけです。



「インターネット上の人権侵害に注意！」政府広報オンラインホームページより

(1) ミュートやコメント制限などで「見えなくする」

「ミュート」や「コメント制限」などの SNS 内の機能を使い、深く傷つく前に「見えなくする」ことをおすすめします。名称や操作方法などはサービスやアプリによって異なりますので、調べて確認しながら使用しましょう。



SNSで相手に知られることなく
その相手からの通知や見たくない投稿を
表示しないようにする機能です。



自分の投稿にコメントできる人の範囲を設定したり、
不適切なコメントを非表示に設定できます。



「SNS 等での誹謗中傷対策」総務省ホームページより

(2) SNS 事業者に誹謗中傷の投稿削除を依頼する

- ①該当する投稿の URL やアドレスのメモをとる。
※画面 (=スクリーンショット) や動画の保存もする。
- ②「通報」「報告」「お問い合わせ」など SNS 事業者には削除依頼ができるページやメニューを探す。
- ③フォームに従って必要な選択・入力を行い、漏れがないか内容を確認し、送信する。ミュートやコメント制限、削除依頼だけでは解決しない場合、匿名の発信者を特定して損害賠償請求などを行うことも可能です。



(3) 信頼する人や公的な相談窓口で相談する

SNS などでは誹謗中傷を受けて困ったとき、傷ついて辛いときは、1 人で抱え込まず、相談しましょう。電話、メールなどを使って、誰にも知られずに相談できます。



4 相談後の対応について

- ①専門の相談員が、誹謗中傷の書き込みを削除する方法などについて丁寧にアドバイスします。
- ②SNS での誹謗中傷をはじめ、人権に関する様々な相談に応じます。削除依頼の方法について相談者に助言を行うほか、内容に応じて法務局からプロバイダや SNS 事業者には削除要請を行います。
- ③ネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトに利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。
- ④悩みや不安を抱えて困っているときに、電話、メールなどで気軽に相談できる窓口を紹介します。



「インターネット上の人権侵害に注意！」政府広報オンラインホームページより

インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する相談窓口のご案内

- 「弁護士と専門職員（サポートチーム）による解決に向けた相談窓口」

【実施曜日】毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

【実施時間】9:00～17:00

【TEL】078-891-7877

【メール相談】<https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>

【その他】弁護士相談は毎週木曜日 15:00～17:00

面談も可（要予約）



□次のような人権問題について、サポートチームが解決に向けた対応（プロバイダ等への削除依頼のアドバイス、法的手続きのご紹介など）を行います。

■インターネット上の書き込みなどによる誹謗中傷や差別的な扱い、プライバシーの侵害などでお悩みの方

■SNS上でのいじめや脅迫、侮辱的表現、無断での個人情報（画像等を含む）の掲載などでお悩みの方
※解決を確約するものではありません。

※裁判等の法的手続費用は相談者のご負担になります。



「兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会」ホームページより

「市民人権学習支援事業」を本年度も実施します

1 目的

- (1)相生市を「人権尊重の文化に満ちたまち」にするため、市民の人権についての学びの活動を支援する。
- (2)人権学習を生涯学習の一つとして位置づけ、より多くの市民に対して学ぶ機会を提供する。

2 支援対象

相生市に在住・在勤する原則 10 名以上のグループ
による学習に対して運営費、講師謝金等を補助

3 支援対象とする事業内容

人権（女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・性の多様性等）をテーマとした以下の学習活動

○講演・講話 ○車座勉強会

○人権啓発用 DVD を活用した学習 等

令和5年度は、のべ73グループ、
2,066 人の方に参加いただきました。

詳細は人権教育推進室（電話 23-7145）

までお問い合わせください。



令和6年度の主な人権啓発事業について

「人権の集い」 8月7日（水）18：00～ 入場無料

相生市文化会館扶桑電通なぎさホール

講師 スマイリーキクチさん（タレント）
演題 「インターネットと人とのかわり」
～突然、僕は殺人犯にされた～

1993年より漫才コンビ「ナイトシフト」として1年半活動された後、コンビを解散、その後、毒舌漫談スタイルで、テレビ・ラジオ等でご活躍です。1999年、身に覚えのない事件の殺人犯だとネット上で書き込まれ、以降、いわれなき誹謗・中傷を受け続けてこられました。

2011年に、その闘いの記録を綴った著書『突然、僕は殺人犯にされた』～ネット中傷被害を受けた10年間～を発売され、現在は、タレントとして活躍される傍ら、ご自身の体験を基に、ネット犯罪の恐怖やSNSの危険性、トラブル対処法などについて各地で講演活動を行っていらっしゃいます。



「西播磨人権のつどい・人権ふれ愛コンサート」 入場無料

12月1日（日）	相生市文化会館扶桑電通なぎさホール
13：30～	西播磨人権のつどい（人権の表彰式）
14：40～	人権ふれ愛コンサート ※時間は予定です。

出演 木山 裕策さん（シンガー）
テーマ 「自分に向き合って見つけた夢～子育てを深める家族の絆～」

2005年に甲状腺ガンの手術を行った際、医師から「手術後に声が出なくなる危険があること」を告げられ長年の夢だった歌手への挑戦を決意。2007年、オーディション番組に出演し、一度は不合格になったものの、「子どもたちに最後まであきらめない姿を見せたい」と異例の再挑戦を経て、2008年2月6日に家族をテーマにした楽曲「home」でメジャーデビュー。同年『第59回NHK紅白歌合戦』に初出場を果たす。その後も4人の子どもを育てながら、会社員と歌手の二足のわらじの生活を続け、2018年には、両親への感謝の気持ちを綴ったシングル「手紙」を、2019年には「幸せはここに」をリリースされています。現在は、歌手活動と講演活動を中心に活動され、最近ではバラティ番組への出演が話題になるなど、多方面で活躍されています。



◇本紙「ひとみ」発行（5月、8月、11月、2月の4回を予定）

令和6年度 おすすめ人権教育・啓発用DVDの紹介

大切なひと (34分)

企画 兵庫県

主人公の友だちは動画投稿サイトに部落の動画をアップする。そこに映されたものは、幼い主人公を本当の家族のように可愛がってくれたおばちゃんの家であった。友だちとともに動画を削除したが、削除したはずの動画がネット上に拡散してしまう。さらに殺到する誹謗中傷。ネット社会における部落差別について、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をともに考えることのできる作品です。



いわれなき誹謗中傷との闘い

～スマイリーキクチと考える

インターネットにおける人権～ (20分)

根拠のない誹謗中傷により、20年以上にもわたって大きな被害を受けたスマイリーキクチさん。ネットの誹謗中傷の現実と対策、そして人権的な課題について、ご本人に出演いただきながら、実際の事例をもとに考えていきます。ネットでの誹謗中傷やデマがたいへん大きな問題となっている中で、自分事として考えることのできる作品です。



言葉があるから・・・ (31分)

主人公は何気ない自分の言動に決めつけがあったことを様々な人との出会いの中で気づいていきます。あからさまな差別表現でなくても、無自覚に相手の尊厳を傷つけている言動のことを指す「マイクロアグレッション」について考え、属性にとらわれずに、ありのままのその人と向き合うことの大切さについて確かめられる作品です。



心をつなぐ、はじめの一步

(26分)

「ハラスメント」をはじめとした職場における人権課題を切り口に、人は価値観や背景など一人ひとり違うということを理解し、互いに認めて尊重する気持ちの大切さを、主人公とともに考えていきます。誰しものが生き生きと働いていくために何が必要なのか、「心をつなぐ、はじめの一步」を踏み出すヒントを与えてくれる作品です。



障害のある人の気持ち

私たちの一步 (18分)

実際に車いすを体験した二人の中学生のレポートと、パラアスリートのインタビューを通し、障害のある人がどのような手助けが必要とされているのか、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる合理的配慮の提供とはどのようなものかについて私たちには何ができるのかという視点で考えることのできる作品です。



多様性の芽をはぐくむ (12分)

自分とは異なる他者との出会い、また他者と異なる自分への気づきなど、子どもたちが経験しうる様々な場面をアニメーションで描き、あらゆる個性を尊重し、「人と同じ」であることにこだわる必要はなく、自分らしく生きていくことの素晴らしさを伝えてくれるアニメーション作品です。

